令和６年２月２０日

高齢者福祉課

高齢者総合相談センター　各位

指定居宅介護支援事業所　各位

介護予防ケアマネジメントに関する運用の変更について

　令和６年度の豊島区介護予防・日常生活支援総合事業サービスの変更に伴う、介護予防ケアマネジメントに関する変更の留意点についてお知らせします。

変更の内容及び留意点

１　使用帳票の変更

ケアマネジメントＡの帳票を「東京都推奨様式　Ａ表～Ｆ表」に統一する。別紙１参照

令和５年度中は、条件付きで「すこやか生活プラン（Ａ表）」の使用を認めていたが、

令和６年４月１日以降は使用できない。「東京都推奨様式　Ａ表～Ｆ表」のみ使用する。

〇　留意点

　運用開始時期　開始日が令和６年４月１日以降のプラン作成から。

２　通所型サービスの入浴サービス利用者のプラン作成について

令和６年度より開始する区独自基準としま入浴通所サービス（委託）・国相当基準

（Ａ６）の入浴サービス利用者については、ケアプランに入浴サービス利用の位置づけ

を必須とする

〇　留意点

①国相当基準（Ａ６）と同様に、としま入浴通所サービスを利用する場合も、

ケアマネジメントＡ類型となる。

②ケアプランに入浴サービス利用の位置づけを必須とする。

別紙２のとおり、Ｃ表の指定の箇所に入浴サービスが必要な理由・入浴頻度・

入浴時の留意点を記載する。